

2021年6月16日

各位

株式会社北洋銀行

**中小企業庁「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」の
申請に係る事前確認について**

北洋銀行は登録確認機関として、事業者さまが標記の月次支援金を申請するにあたり必要となる事前確認について、以下の通りお取り扱いいたします。

記

1. 当行では事前確認について、経営状況を決算書等でご報告いただいている「事業性融資取引のあるお客さま」を対象としております。
2. 事前確認の受付は「無料」です。当行に事業性融資のお取引があり、月次支援金の事前確認を希望されるお客さまは、お取引のある営業店までご相談下さい。なお、事前確認の受付には申請IDが必要となりますので事前に取得いただきますようお願いいたします。
(※申請IDの取得方法につきましては、月次支援金事務局ホームページよりご確認願います。)
3. 当行と事業性融資取引のないお客さまにおかれましては、月次支援金事務局の相談窓口、もしくは同事務局ホームページにて他の登録確認機関をご確認くださいませよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

[月次支援金事務局]

相談窓口(※) : 0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります)

ホームページ : https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

(※…土日、祝日含む全日対応。受付時間 8:30～19:00。)

以上